

令和4年度 認可保育所の指導検査概要

大田区こども家庭部保育サービス課
指導検査担当

指導検査 概要編

| | |
|---------------------------------|------|
| • 指導検査対象保育施設数の推移 | 1 |
| • 指導検査の目的・意義 | 2～3 |
| • 大田区における運営基準と検査の範囲 | 4 |
| • (参考) 東京都及び大田区の関係法令に基づく指導検査の範囲 | |
| • 子ども・子育て支援法施行後の指導検査体制 | 5 |
| • 区の一般的な指導検査の流れ | 6～7 |
| • 大田区における助言・指導の体制 | 8 |
| • 令和3年度 主な文書指摘(認可・小規模等) | 9～11 |
| • 令和4年度指導検査の重点項目 | 12 |
| • 大田区指導検査結果の公表 | 13 |
| • 会計分野の一括検査について | 14 |
| • 施設調査書の提出について | 15 |

1 指導検査対象保育施設数の推移

1.指導検査対象保育施設の施設数の推移（増加数）（令和4年4月1日現在）

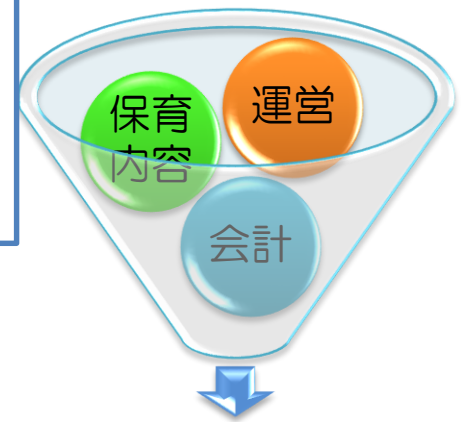
| No | 保育所種別等 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R4-H27 |
|----|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 1 | 私立認可保育所 | 57 | 62 | 75 | 97 | 122 | 138 | 153 | 155 | 98 |
| 2 | 小規模保育所 | 12 | 21 | 25 | 26 | 25 | 25 | 25 | 25 | 13 |
| 3 | 事業所内保育所 | 0 | 0 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 4 | 定期利用保育所 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | -2 |
| 5 | 認証保育所 | | | | | | | 40 | 37 | 37 |
| 6 | 認可外保育施設 | | | | | | | 28 | 28 | 28 |
| | 合計 | 74 | 88 | 106 | 130 | 154 | 169 | 252 | 251 | 177 |

2.経営主体別の保育施設数（私立認可保育所と小規模・事業所内保育所）（令和4年4月1日現在）

| No | 運営主体 | 認可 保育所 | 小規模 事業所内 | 計 |
|----|--------|-----------|-------------|-----|
| 1 | 社会福祉法人 | 44 | 0 | 44 |
| 2 | 株式会社 | 100 | 24 | 124 |
| 3 | 学校法人 | 7 | 4 | 11 |
| 4 | 宗教法人 | 1 | 0 | 1 |
| 5 | NPO | 2 | 0 | 2 |
| 6 | 個人 | 1 | 0 | 1 |
| | 合計 | 155 | 28 | 183 |

2 指導検査の目的

- 保育の量の確保に一定の目途がつく中、保育を取り巻く環境の変化に対応しつつ、かつ保育の質の確保を進めていくためには、各種保育施設に対する指導検査の役割が一層重要となっている。（指導検査実施方針）



保育の質
確保・向上

■ 大田区指導検査実施要綱（第2条）

指導検査は、児童福祉法、子ども子育て支援法などの関係法令に照らし実施し、必要な助言及び指導並びに是正等の措置を講ずることにより、特定教育・保育施設の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図り、もって小学校就学前子どもの健全な発達に資することを目的とする。

■ 指導検査の法的根拠

◆ 子ども・子育て支援法第14条、第38条に基づく指導検査（各区市町村）

平成27年4月子ども・子育て支援制度への移行により、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等を給付対象とするための確認と、確認した特定教育・保育施設等の適正な運営を維持するための指導検査を区市町村が実施することになった。

大田区は、平成28年9月から子ども子育て支援法第14条に基づく指導検査（実地検査）を開始した。

指導検査の意義

- 子どものため . . . 保育の質の向上
- 保護者のため . . . 安心・安全の確保
- 園及び職員のため . . . リスクマネジメント

※ 今後ともご協力をお願い申し上げます。

4 大田区における運営基準と検査の範囲

■ 大田区の給付の対象施設・事業として求める運営基準の条例等

- ・ 大田区条例・・・大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第37号）
- ・ 大田区要綱・・・民間保育所に対する運営費実施要綱（昭和58年4月1日児保発第595号）

■ 大田区の検査の範囲は関係法令、国からの通知等も適用し、以下のとおり。

- ①大田区が独自に上乘せして定めた内容
- ②施設の利用手続き、経理内容、給付費の請求、利用者負担額等の受領に関する内容
- ③管理運営に関する内容（各種規程類の作成、記録の整備、保育の内容、衛生管理、苦情解決など）
- ④設備・人員に関する内容（面積、職員配置など）
- ⑤他法（消防法、労働基準法等）に関する内容
- ⑥社会福祉法人会計基準に関する内容

(参考) 東京都 及び 大田区 の関係法令に基づく指導検査の範囲

＜東京都＞
認可保育所

★大田区の上乗せ基準を遵守してください！
保育士配置基準等も、大田区が上乗せ基準を定めているので、都の検査では指摘されないが、大田区の検査で指摘されることがある。保育施設は、大田区の基準を遵守する必要がある。

＜大田区＞
特定教育・保育施設

【A】 個々の区市町村が独自又は上乗せして定める内容

【B①】 施設の利用手続き等に関する内容

【B②】 給付費請求、公定価格（各加算部分を含む）
利用者負担額受領等に関する内容

【B③】 委託費の経理等に関する内容

【C】 運営に関する内容
（保育の内容、質の評価、衛生管理、苦情解決など）

【D】 設備・人員に関する内容
（面積、職員配置など）

他法に関する内容（消防法、労働基準法など）

社会福祉法に基づく会計基準に関する内容

★大田区の運営基準
及び
関係法令・通知・要綱
を適用

児童福祉法
に基づく
指導検査の範囲

都の認可基準
及び
関係法令・通知・要綱
を適用

子ども・子育て
支援法に基づく
指導検査の範囲

5 子ども・子育て支援法施行後の指導検査体制（法制度上の設計）

子ども・子育て支援法施行後の指導検査体制（法制度上の設計）

| | 都 | | 大田区 | |
|----------------|---|--|---|--|
| | 認可保育所 | | 小規模(事業所内)保育事業所(A型・B型) | |
| 設置者が遵守すべき基準の策定 | <p>■ 児童福祉施設（保育所）の認可</p> <p>認可基準<都条例> (児童福祉法第45条第1項)</p> | <p>◎ 施設型給付の確認</p> <p>運営基準<区条例> (子ども・子育て支援法第34条)</p> | <p>◎ 家庭的保育事業等の認可</p> <p>認可基準<区条例> (児童福祉法第34条の16)</p> | <p>◎ 地域型保育給付の確認</p> <p>運営基準<区条例> (子ども・子育て支援法第46条)</p> |
| 指導監督 | <p>■ 都による指導監督 (児童福祉法第46条第1項)</p> <p>法第45条第1項の基準を維持するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の徴収 ・関係者への質問 ・施設への立入検査 | <p>◎ 区による指導監督 (支援法第14条、38条)</p> <p>支援法の施行に必要な限度において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告、帳簿書類その他物件の提出 ・設置者、職員等の出頭 ・関係者への質問 ・施設、事務所、関係場所への立入検査 | <p>◎ 区による指導監督 (児童福祉法第34の17①)</p> <p>法第34条の16の基準を維持するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の徴収 ・関係者への質問 ・施設への立入検査 | <p>◎ 区による指導監督 (支援法第14条、50条)</p> <p>支援法の施行に必要な限度において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告、帳簿書類その他物件の提出 ・設置者、職員等の出頭 ・関係者への質問 ・施設、事務所、関係場所への立入検査 |
| 処分等 | <p>■ 都による勧告・命令 (児童福祉法第46条第3・4項)</p> <p>・施設の設備又は運営が認可基準に達しないとき →改善勧告・改善命令・事業停止命令</p> | <p>◎ 区による勧告・命令 (支援法第39条)</p> <p>・運営基準に従って適正な運営をしていない場合 →改善勧告、公表、改善命令</p> <p>◎確認取消し等 (支援法第40条)</p> <p>・認可、運営基準に従った運営ができなくなった場合</p> <p>・施設型給付費の不正請求があった場合 →確認取消し、確認の全部又は一部の効力停止</p> | <p>◎ 区による勧告・命令 (児童福祉法第34条の17③・④)</p> <p>・施設の設備又は運営が認可基準に達しないとき →改善勧告・改善命令・事業停止命令</p> | <p>◎ 区による勧告・命令 (支援法第51条)</p> <p>・運営基準に従って適正な運営をしていない場合 →改善勧告、公表、改善命令</p> <p>■確認取消し等 (支援法第52条)</p> <p>・認可、運営基準に従った運営ができなくなった場合</p> <p>・施設型給付費の不正請求があった場合 →確認取消し、確認の全部又は一部の効力停止</p> |

6 区の一般的な指導検査の流れ

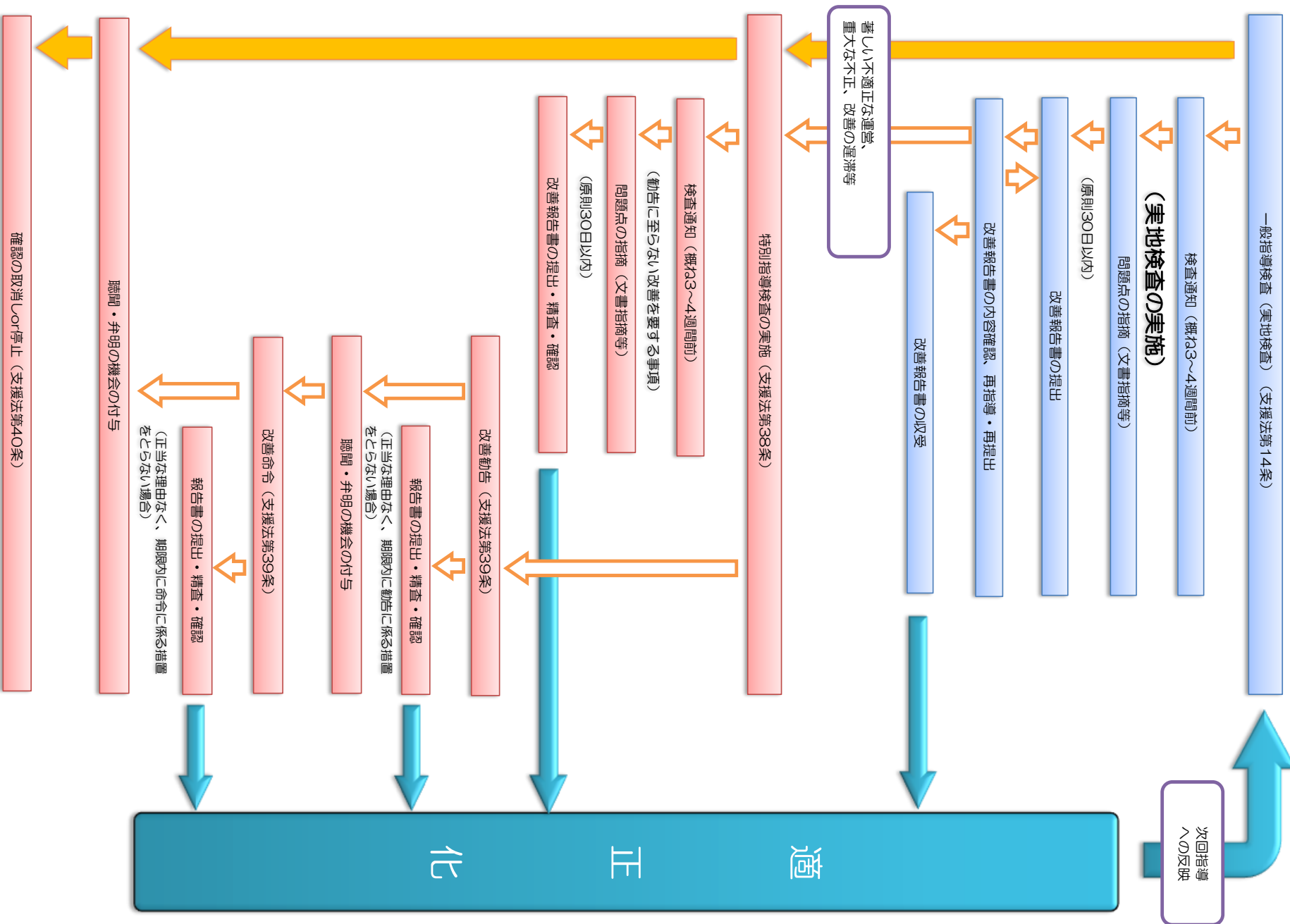
子ども・子育て支援法第14条に基づく一般指導検査

- ① 施設調査書の提出（全施設）（7月1日提出期限（予定））
- ② 検査対象施設に対し、検査実施通知を送付（3～4週間前）
- ③ 実地検査の実施
- ④ 検査結果通知の送付
- ⑤ 改善状況報告書の提出（文書指摘がある場合）
- ⑥ 改善状況報告書の確認（再提出）

改善等がなされていないと判断した場合、再指導等

次回検査
への反映

7 区の指導検査の流れ（詳細版）



8 大田区における助言・指導の体制

大田区保育サービス課が、保育の質の確保・向上のため、各保育施設に実施する助言・指導について

■ 指導検査担当による指導検査（支援法14条、38条）

指導検査担当が、運営、保育内容、会計について検査し、必要な助言及び指導を実施。必要に応じ是正等の措置をとるべきことを勧告。

■ 保育士による巡回指導（支援法14条）

大田区立保育園の保育経験者（保育士）が、各保育所を巡回し、主に保育内容等を確認し、指導・助言。
⇒必要に応じ実施（実施前に施設長等に連絡し、日程調整をします）

■ 栄養士による巡回指導（支援法14条）

大田区立保育園で経験を積んだ栄養士が、各保育所を巡回し、主に栄養管理や衛生管理等を確認し、指導・助言。⇒必要に応じ実施

■ 看護師による巡回指導（支援法14条）

大田区立保育園で経験を積んだ看護師が、各保育所を巡回し、主に養護・保健面の相談や衛生環境等を確認し、指導・助言。⇒必要に応じ実施

9 令和3年度 主な文書指摘（認可・小規模等）速報版

■ 運営管理（全78施設・・・認可55施設、小規模等23施設）

| No | 文書指摘 | 認可 | 小規模等 | 合計 |
|----|---|----|------|----|
| 1 | 主任保育士が主任業務に専任していない(シフトに配置基準上の1人として算定されている) | 8 | | 8 |
| 2 | 大田区に毎月報告する在籍職員名簿等の記載に誤りがある。(非常勤職員を常勤職員として報告している。休業等により勤務実績が無いのに勤務実績があるものとして報告している等) | 6 | | 6 |
| 3 | 主任保育士専任加算が加算の対象外であるため、療育支援加算が算定できない。 | 4 | | 4 |
| 4 | 避難訓練及び消火訓練を毎月実施していない。 | 4 | 3 | 7 |
| 5 | 不審者対策のための訓練を実施していない。 | 2 | | 2 |
| 6 | 認可内容(施設長・定員など)の変更を届け出していない。 | | 2 | 2 |
| 7 | 法外援護費が支給されている項目について、保護者に負担させている。 | 1 | | 1 |
| 8 | 職員の時間外勤務手当の支払いに一部未払いがある | 1 | | 1 |
| 9 | 調理・調乳に携わる者に健康診断の未受診者がいる。 | 1 | | 1 |
| | 合計 | 27 | 5 | 32 |

10 令和3年度 主な文書指摘（認可・小規模等）速報版

■ 保育内容（全78施設・・・認可55施設、小規模等23施設）

| No | 文書指摘 | 認可 | 小規模等 | 合計 |
|----|---|----|------|----|
| 1 | 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。(横向き寝を仰向けに直していない、睡眠中の児童の顔色、呼吸の状態、体温等きめ細やかに行うべきところ、確認をしていない、睡眠チェック表が未記入など) | 16 | 4 | 20 |
| 2 | 調理・調乳担当者の検便が未実施の月があった。 | 7 | | 7 |
| 3 | 常勤を含む2名以上の保育士を配置すべきところ、保育士が適正に配置されていない(早番、遅番、土曜日など)。 | 5 | 2 | 7 |
| 4 | 保護者に負担させることが適当でない物は園で用意すべきところ、保護者に負担させている(水分補給用コップ・午睡用の毛布など)。 | 4 | | 4 |
| 5 | 事故報告が速やかに行われていない。 | 3 | 1 | 4 |
| 6 | 献立が未作成である(延長保育の補食)。 | 2 | | 2 |
| 7 | 健康診断が未実施である児童がいた(欠席児童のフォロー漏れ、歯科健診)。 | 2 | 2 | 4 |
| 8 | 延長保育の補食について児童に提供する前に検食を行うべきところ検食をしていなかった。 | 1 | | 1 |
| 9 | 入所時健康診断記録が母子手帳の写しで可としていたため、未受診であった。 | | 1 | 1 |
| | 合計 | 40 | 10 | 50 |

11 令和3年度 主な文書指摘（認可・小規模等）速報版

■ 会計経理（全78施設・・・認可55施設、小規模等23施設）

| No | 文書指摘 | 認可 | 小規模等 | 合計 |
|----|---|----|------|----|
| 1 | 前期末支払資金残高の取崩しを適正に行っていない | 5 | | 5 |
| 2 | 処遇改善加算Ⅱ加算要件を満たしていない。 | 2 | | 2 |
| 3 | 計算書類(資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表)を適正に作成していない。 | | 2 | 2 |
| 4 | 費用を適正に計上していない。 | 1 | | 1 |
| | 合計 | 8 | 2 | 10 |

12 令和4年度指導検査の重点項目

① 運営管理関係

ア 職員の確保及び処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員が確保されているか
- (イ) 労働環境や労働条件が適切か

イ 災害対策、安全確保

- (ア) 消防計画に基づく避難訓練と消火訓練を毎月実施しているか
- (イ) 不審者対策訓練、水害対策の訓練等を適切に実施しているか

ウ 法外援護費に係る各種請求・報告等

- 正しい報告がなされているか

エ 適正な情報提供・情報開示

- (ア) 運営規程・重要事項説明等が適切に定めているか
- (イ) 必要な情報を見やすい場所に掲示し周知しているか

② 保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

- (ア) 子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育
- (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画等の作成

イ 児童一人一人に応じた保育の徹底

- (ア) 児童の健康状態の把握
- (イ) 児童虐待等についての対応
- (ウ) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供

- ウ 安全対策の徹底及び事故発生時の対応
- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策

- (イ) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策

- (ウ) 園外保育時、その他、保育中の事故防止対策

- (エ) 感染症・食中毒等の予防対策

③ 会計関係

ア 「経理等通知」等が遵守されているか

- (ア) 支出内容は適正か
- (イ) 弾力運用は要件を満たしているか

- (ウ) 本部経費(共通費)の各施設への配分が要件を満たしているか

イ 計算書類・会計帳簿は適正に作成されているか

- (ア) 保育所ごとに区分し作成されているか
- (イ) 施設の貸借対照表は当期末における残高を適正に反映しているか

ウ 処遇改善加算通知・キャリアアップ補助金交付要綱が遵守されているか

- (ア) 賃金改善計画書等の必要な内容が職員に周知されているか

- (イ) 「財務情報等の公表」が適正に作成・公表されているか

- (ウ) 賃金の改善が行われているか

13 大田区指導検査結果の公表

(1) 指導検査の結果を大田区ホームページで公表 (大田区指導検査実施要綱第15条第2項)

【公表の目的】

- ①保育所・保育施設の事業運営主体や職員が自主的な改善の取組みができるよう促す。
- ②保育事業運営の透明性の向上を図り、保育所・保育施設に対する区民の理解を得る。
- ③保育事業に携わる方が、問題の早期発見と自主的な改善の取組みに有効に活用できるよう促し、これにより一層、区民の理解を得る。

(2) 公表方法及び時期

- ①大田区ホームページ（HP ⇒ 生活情報 ⇒ 子ども ⇒ 保育 ⇒ 保育施設の指導検査）
- ②検査実施翌年度の10月までに公表
- ③ホームページに掲載する際には、1年度分の結果を表にまとめ掲載

(3) 大田区の指導検査基準と過去の集団指導講習会資料をHPに掲載しています

- ①大田区のホームページに指導検査基準等を掲載しています。

※HPトップ ⇒ 生活情報 ⇒ 子ども ⇒ 保育 ⇒ 保育施設の指導検査

- ②掲載の目的

保育事業に携わる方が、問題の早期発見と自主的な改善の取組みに有効に活用できるようにすることです。

保育運営で遵守すべき最低基準をお示ししていますので、是非ご覧いただき参考としてください。

14 会計分野の一括検査について

(1) 会計一括検査方式の目的

- ① 会計検査は、本部会計担当や会計事務所が対応することが多く、帳票も本社等から各保育施設に毎回持ち込むため、複数施設を運営している事業者は負担が多い。→一括実施で負担軽減。
- ② 運営法人が同一の方針で会計処理をしていることから、複数施設で検査をすると、類似の確認・指摘事項の繰り返しになる事がある。→同じ内容についてまとめて確認し、負担軽減。
- ③ 検査員と、本部会計担当者・会計事務所職員が実地検査会場に集合し、三密になりやすい。
→当日の保育所の三密を軽減し、コロナ対策。

(2) 令和4年度対象事業所（目安）：以下の事業者の内、希望するもの

- ① 認可保育所を6カ所以上運営している事業者（6法人）
- ② 小規模保育所を3カ所以上運営している事業者（2法人）

(3) 実施方法

運営と保育の検査は通常どおり実施する。

会計検査は本社等に後日訪問し一括検査を実施する。指導検査担当係長と保育会計指導員1名ないし2名の体制で実施する。

15 施設調査書の提出について

■ 指導検査実施に伴う『施設調査書』は、全施設を対象に提出依頼

※施設調査書は、指導検査の基礎資料として使用し、①運営、②保育内容、
③会計の各内容について、施設の状況等をお伺いしています。

■ 提出の依頼

※ **5月23日（月曜日）（予定）** 依頼文と調査書を電子メールで各施設に送信。

■ 提出期限

※ **7月1日（金曜日）提出締切（予定）**

■ 施設調査書について（区から事業者への通知抜粋）

※大田区へ提出する『施設調査書』（Excelファイル）は、2種類です。

- ①【大田区】 **R4_Ver1施設調査書（認可保育園用）** → **（約27ページ）**
- ②【東京都】 **R4_ver1民間保育所調査書MH** → **（約70ページ）**

→東京都が、**5月10日付け**で、各施設に依頼した「施設調査書」です。

※負担軽減のため、大田区も同じ内容で調査しますので、東京都に提出したものを
コピーし、大田区にご提出ください。

※分量が多いため早めの準備をお願いします。